

2023年

11/23(木・祝)

区制施行20周年!

第23回 さいたま市消費生活展

暮らしについて楽しく学ぶ展!



キティと
ダンスや
写真撮影

ステージ
イベント
他にも

暮らしに
役立つ展示
がいっぱい

ぜひ
ご家族で

クイズラリー
で景品GET

フード
ドライブ
にご協力を

鑑識体験
できます

日時 2023年 **11月23日** (木・祝) **10:00~15:30**

会場 JRさいたま新都心駅東西自由通路

テーマ あなたもわたしもみんな消費者~未来はわたしの一歩から~

主催 さいたま市

詳細 ホームページをご確認ください。

ホームページ
用QRコード



問合せ さいたま市消費生活総合センター TEL : 048-643-2239 FAX : 048-643-2247



屋根工事の訪問勧誘 にご注意ください！

業者が突然自宅を訪問し、「修理しないと大変なことになる」などと不安をあおり、高額な契約を結ばせる屋根工事に関する相談が多く寄せられています。「近所で工事をしていたところお宅の屋根が壊れているのが見えたので、無料で点検する」などと親切を装ったり、言葉巧みに勧誘をされることがあります。

相談事例 1

訪問業者に「瓦が落ちそうだ。落ちたら人に迷惑がかかる。」と言われ、150万円の屋根工事の契約をした。しかし、地元の工務店に屋根の写真と見積もりを見せて相談したところ、不要な作業が入っているため、70～80万円で修繕できると言われた。



さいたま市消費生活総合センター
マスコットキャラクター
さいたまましょこちゃん

相談事例 2

近所で工事をしているという業者が訪問し「お宅の屋根がはがれているのが見えた。このままだと大変なことになる。」と言われ、点検を依頼した。その後、訪問業者が近所の工事業者とは関係のない業者であることがわかり、別業者に点検してもらうと、「釘が抜かれた跡がある」と言われた。

トラブル防止のためのポイント

○安易に点検させない！

突然訪問してきた事業者に安易に点検させないようにしましょう。点検箇所をわざと壊して撮影し勧誘するなど、悪質なケースもみられます。

○その場で契約しない！

点検後に修理を勧められても、その場で契約しないようにしましょう。別の専門家に確認を依頼したり、複数の事業者から見積もりを取ったりするとよいでしょう。また、家族や周囲の人の意見も聞きながら、本当に必要な工事なのか慎重に検討しましょう。

家族や周囲の人は、不審な人物が来ていないか、見慣れない書面がないかなど、高齢者の様子に気を配りましょう。

○きっぱり断る！

「すぐに工事が必要」などと不安をあおって契約を急がせる場合や、しつこく勧誘してくる事業者には注意が必要です。不審・不要な勧誘は、きっぱり断りましょう。

消費生活相談案内

ネット通販で個人口座に振り込んだら商品が届かず音信不通！？

トイレが詰まりネットで探した格安の業者に頼んだら高額請求された！？

実在する企業をかたる偽SMSに個人情報を入力したら、不正利用された！？

SNS広告からお試しのつもりで購入したところ、定期購入だった！？

即決せず家族に相談！
消費生活相談は3か所のセンターへお電話を！
市外の方は ☎188※へ！

※消費者ホットライン。自動応答でお住まいの郵便番号を入力すると最寄りの消費生活相談窓口が案内されます。

<p>消費生活総合センター JACK大宮6階</p> <p>消費生活総合センター TEL 048-645-3421(相談窓口) FAX 048-643-2247 相談受付：月～土曜日 相談時間：9時～17時 ※受付は16時30分まで</p>	<p>浦和消費生活センター コムナーレ9階</p> <p>浦和消費生活センター TEL 048-871-0164(相談窓口) FAX 048-883-4893 相談受付：月～土曜日 相談時間：9時～17時 ※受付は16時30分まで</p>	<p>岩槻消費生活センター 岩槻区役所3階</p> <p>岩槻消費生活センター TEL 048-749-6191(相談窓口) FAX 048-749-6193 相談受付：月～金曜日 相談時間：9時～12時、13時～17時 ※受付は16時30分まで</p>
---	--	--

日曜日の電話相談 9時～16時 TEL:048-645-3421 FAX:048-643-2247 ※祝休日、年末年始を除く

〈問合せ〉さいたま市消費生活総合センター TEL:048-643-2239 FAX:048-643-2247

ホームページ

さいたま市消費生活総合センター

検索